

藤枝市区町村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

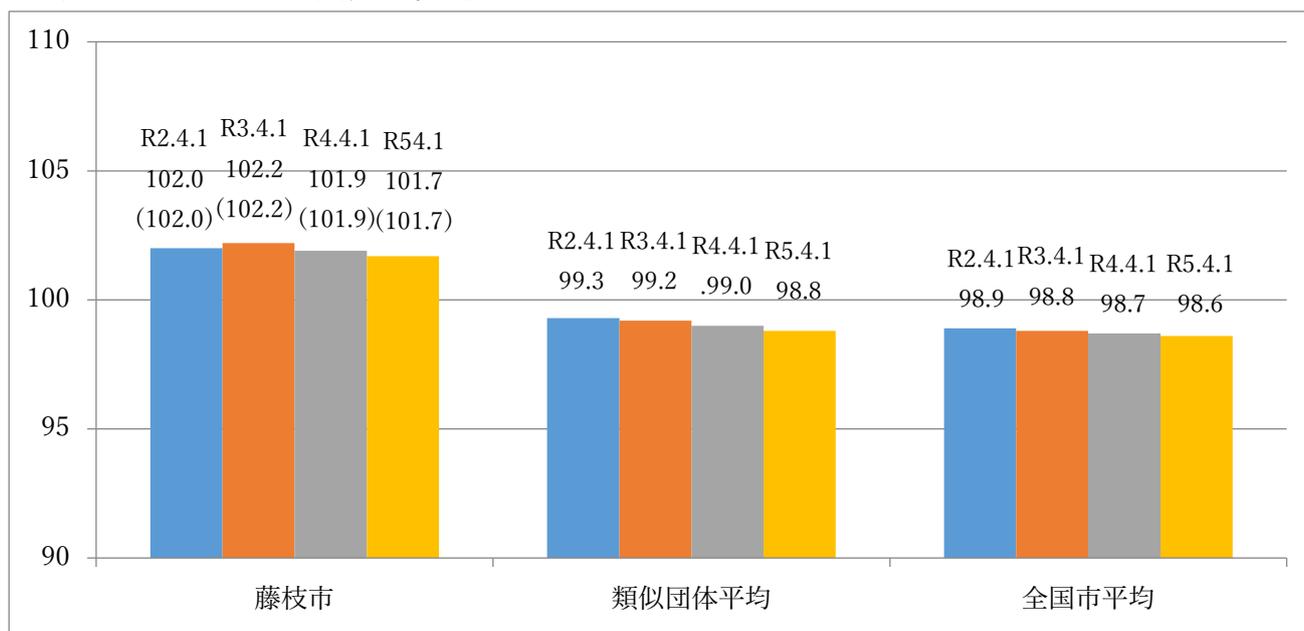
区 分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳 出 額 (A)	実質収支	人 件 費 (B)	人件費率	
					B / A	前年度
4年度	人 142,387	千円 55,808,756	千円 2,610,127	千円 7,141,846	% 12.8	% 12.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 (A)	給 与 費				一人当たり給与費	
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	B / A	類似団体
4年度	人 702	千円 2,629,631	千円 722,469	千円 992,828	千円 4,344,928	千円 6,189	千円 5,989

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

③令和5年4月1日現在のラスパイレス指数が100を超えている。

【理由】・国と比較して初任給が高くなっているため
・55歳以上の昇給停止措置を行っていないため

【改善】・近隣市の状況を見ながら検討をしていく

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施] 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準3%に対し、藤枝市においても3%を支給。

（参考）

	支給割合（年度）						
	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
基準による支給割合	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%
藤枝市の支給割合	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(令和5年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
藤枝市	39.4歳	325,036円	411,305円	347,551円
静岡県	42.5歳	330,675円	431,409円	368,193円
国	42.4歳	322,487円	—	404,015円
類似団体	42.4歳	317,992円	397,290円	353,521円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
藤枝市	52.8歳	47人	368,347円	422,505円	396,080円	—	—	—	—
うち清掃職員	51.5歳	11人	369,691円	434,571円	398,052円	廃棄物処理業	47.3歳	310,800円	1.40
うち学校給食員	51.5歳	9人	368,967円	445,163円	396,429円	飲食物調理従事者	44.1歳	254,300円	1.75
うち用務員	53.6歳	16人	373,344円	414,823円	405,604円	他に分類されない 運搬・清掃・包装従事者	49.1歳	241,700円	1.72
うち自動車運転手	60.7歳	2人	318,200円	386,596円	330,096円	乗用自動車運転者	61.1歳	219,700円	1.76
うちその他	52.5歳	9人	368,344円	406,736円	391,054円	—	—	—	—
静岡県	53.3歳	119人	288,138円	333,762円	306,925円	—	—	—	—
国	51.2歳	1,941人	286,942円	—	329,178円	—	—	—	—
類似団体	53.6歳	39人	311,898円	346,859円	326,774円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
藤枝市	—	—	—
うち清掃職員	6,899,802円	4,321,100円	1.60
うち学校給食員	7,008,614円	3,319,100円	2.11
うち用務員	6,670,106円	3,253,900円	2.05
うち自動車運転手	6,379,667円	2,862,300円	2.23
うちその他	6,552,719円	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(令和元年～令和3年の3ヶ年平均)。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		藤 枝 市	静 岡 県	国
一般行政職	大 学 卒	191,700 円	195,323 円	185,200 円
	高 校 卒	164,100 円	161,903 円	154,600 円
技能労務職	高 校 卒	—	159,763 円	—
	中 学 卒	—	146,517 円	—

(2) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和5年4月1日現在）

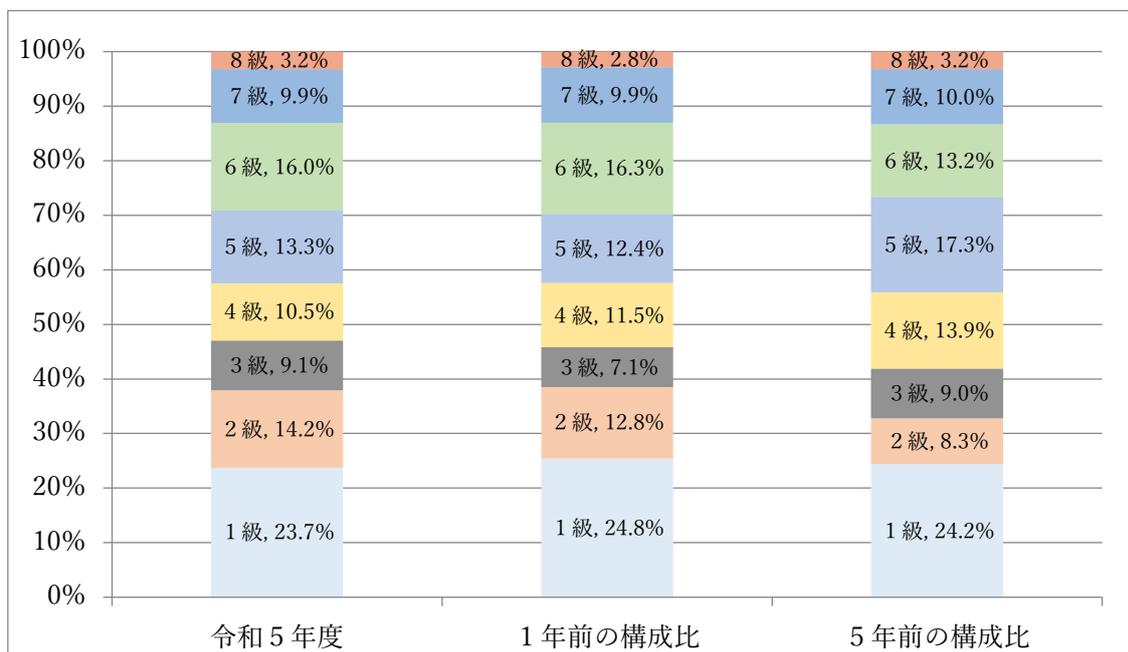
区 分		経験年数			
		10年	20年	25年	30年
一般行政職	大 学 卒	247,750円	352,707円	390,625円	419,878円
	高 校 卒	227,900円	326,300円	349,700円	395,600円
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	367,633円
	中 学 卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

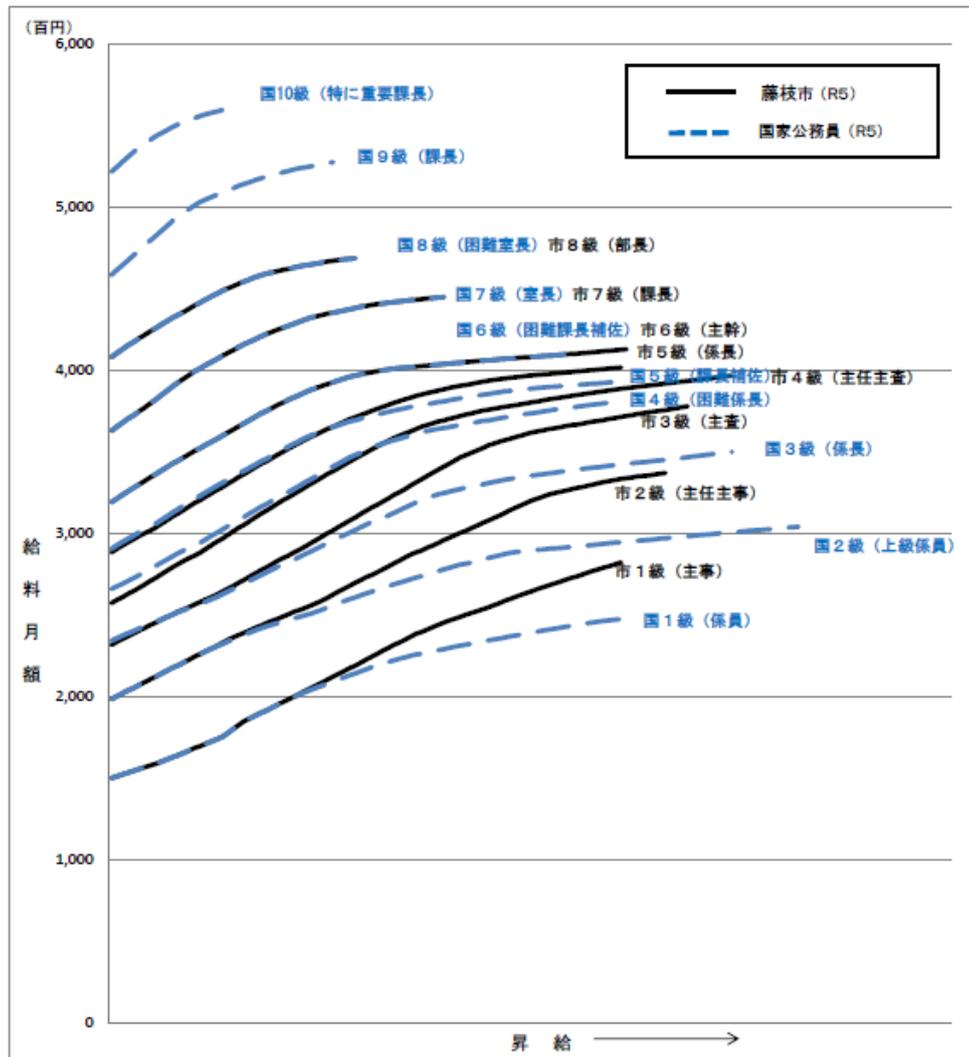
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
8級	部長・局長・部付理事の職務	18人	3.2%	408,100円	468,600円
7級	課長・所長の職務	56人	9.9%	362,900円	444,900円
6級	主幹の職務の職務	90人	16.0%	319,200円	412,900円
5級	係長・センター長	75人	13.3%	288,400円	401,700円
4級	主任主査の職務	59人	10.5%	257,400円	396,700円
3級	主査の職務	51人	9.1%	231,800円	378,000円
2級	主任主事・主任技師の職務	80人	14.2%	198,500円	337,100円
1級	主事・主事補・技師・技師補の職務	134人	23.8%	150,100円	282,400円

- (注) 1 藤枝市区町村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(3) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当（令和4年度）

藤枝市		静岡県		国	
1人当たり平均支給額 1,365千円		1人当たり平均支給額 1,707千円		-	
期末手当 2.40月分 (1.35月分)	勤勉手当 2.00月分 (0.95月分)	期末手当 2.40月分 (1.35月分)	勤勉手当 2.00月分 (0.95月分)	期末手当 2.40月分 (1.35月分)	勤勉手当 2.00月分 (0.95月分)
(加算措置の状況) 職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 20~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

	藤枝市		国	
	自己都合	応募認定・定年	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.270750月分	28.0395月分	33.270750月分
勤続35年	39.7575月分	47.709000月分	39.7575月分	47.709000月分
最高限度額	47.7090月分	47.709000月分	47.7090月分	47.709000月分
一人あたりの支給額	8,966千円	22,642千円	-	-
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2~45%加算		定年前早期退職特例措置 2~45%加算	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		84,153千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度年度決算）		114,183円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
全職員	3%	737人	3%

(4) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		9千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		791円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）		1.49%	
手当の種類（手当数）		5種類	
手当の名称	主な支給対象職員・業務	支給実績	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	感染症が発生し、又は発生するおそれのある場合等において、職員が感染症若しくはその疑いのある物件を処理する作業に従事したとき。	-千円	患者1戸につき 1,000円
	新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために、新型コロナウイルス感染症の患者に接して行う作業等に従事したとき。	-千円	作業に従事した日1日につき 3,000円 ※患者等の体に接触して行う作業等 4,000円
防疫等作業手当	職員が家畜伝染病予防法第2条に定める家畜伝染病のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業に従事したとき。	-千円	作業に従事した日1日につき 380円 ※著しく危険である場合は、760円
	職員が家畜伝染病のまん延を防止するために行う作業（野生いのししの死体の運搬など）	7千円	作業に従事した日1日につき 290円
行旅死亡人取扱作業手当	職員が行旅死亡人の取扱いの作業に従事したとき	-千円	1件につき5,000円 ※夜間の場合は5割増

(5) 時間外勤務手当

年度	支給実績	職員1人当たり平均支給年額
令和4年度	374,231千円	592千円
令和3年度	344,402千円	562千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（4年度決算）」と同じ年度の時間外勤務手当支給者（短時間勤務職員を含む）である。

(6) その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	異なる内容	令和4年度決算	
				支給実績	職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	次表参照	異なる	支給額	65,722千円	222,234円
住居手当		異なる	支給額	57,013千円	136,068円
通勤手当		異なる	支給額	84,627千円	133,061円
管理職手当		同じ		53,132千円	681,177円
休日勤務手当		同じ		5,460千円	25,280円
夜間勤務手当		同じ		-千円	-円
管理職特別勤務手当		同じ		982千円	42,696円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（4年度決算）」と同じ年度の各手当支給者（短時間勤務職員を含む）である。

手当名		対象及び内容、支給単価等			
扶養手当	対象	扶養親族のある職員			
	支給金額	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 ※満16歳に達する年度の初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算			
住居手当	借家	対象	借り受け、居住の要件を満たす世帯主で月額12,000円以上の家賃等を支払っている職員		
		支給金額	最大27,000円		
	持家	対象	所有・居住の2要件を満たす世帯主である職員		
		支給金額	4,700円		
通勤手当	対象	交通用具利用者		交通機関利用者	
	支給金額	※距離数は片道の距離			
		2km未満（通勤困難者）		2,500円	
		2km以上4km未満		5,500円	
		4km以上6km未満		7,400円	
		6km以上8km未満		9,300円	
		8km以上10km未満		11,200円	
		10km以上12km未満		13,200円	
		12km以上15km未満		15,000円	
		15km以上20km未満		17,300円	
		20km以上25km未満		19,300円	
		25km以上30km未満		21,200円	
		30km以上35km未満		23,200円	
		35km以上40km未満		25,500円	
40km以上		27,800円			
その他	駐車料金を負担している職員は上記の金額に最大4,000円を加算				
管理職手当	対象	行政職給料表(1)の職務の級が7級または8級に該当する職員			
	支給金額	7級（課長級） 54,000円 8級（部長級） 72,600円			
休日勤務手当	対象	祝日法による休日及び年末年始の休日に勤務を命じられた職員			
	支給金額	1時間当たりの給与額の100分の135			
夜間勤務手当	対象	22時から翌5時までの間に勤務することを命じられた職員			
	支給金額	1時間当たりの給与額の100分の25			
管理職特別勤務手当	対象	臨時又は緊急の必要性により週休日又は休日等、もしくは平日の午前0時から5時までの間に1時間以上勤務した、行政職給料表(1)の職務の級が7級または8級に該当する職員			
		支給金額	7級	平日	6時間以内
	7級		週休日等	6時間超	10,000円
	8級	平日	6時間以内	6,000円	
		8級	週休日等	6時間超	12,000円
	8級	週休日等	6時間超	18,000円	

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		給料月額等	類似団体における最高／最低額
給料	市長	900,000円	1,073,000円／ 884,000円
	副市長	720,000円	881,000円／ 708,000円
報酬	議長	500,000円	630,000円／ 452,000円
	副議長	435,000円	550,000円／ 390,000円
	議員	410,000円	520,000円／ 370,000円
期末手当	市長・副市長	4.50月分（令和4年度支給割合）	
	議長・副議長・議員	3.40月分（令和4年度支給割合）	
退職手当	市長	算定方式	給料月額×在職月数×50/100
		1期の手当額	21,600,000円
		支給時期	離職時
	副市長	算定方式	給料月額×在職月数×30/100
		1期の手当額	10,368,000円
		支給時期	離職時

（注）退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

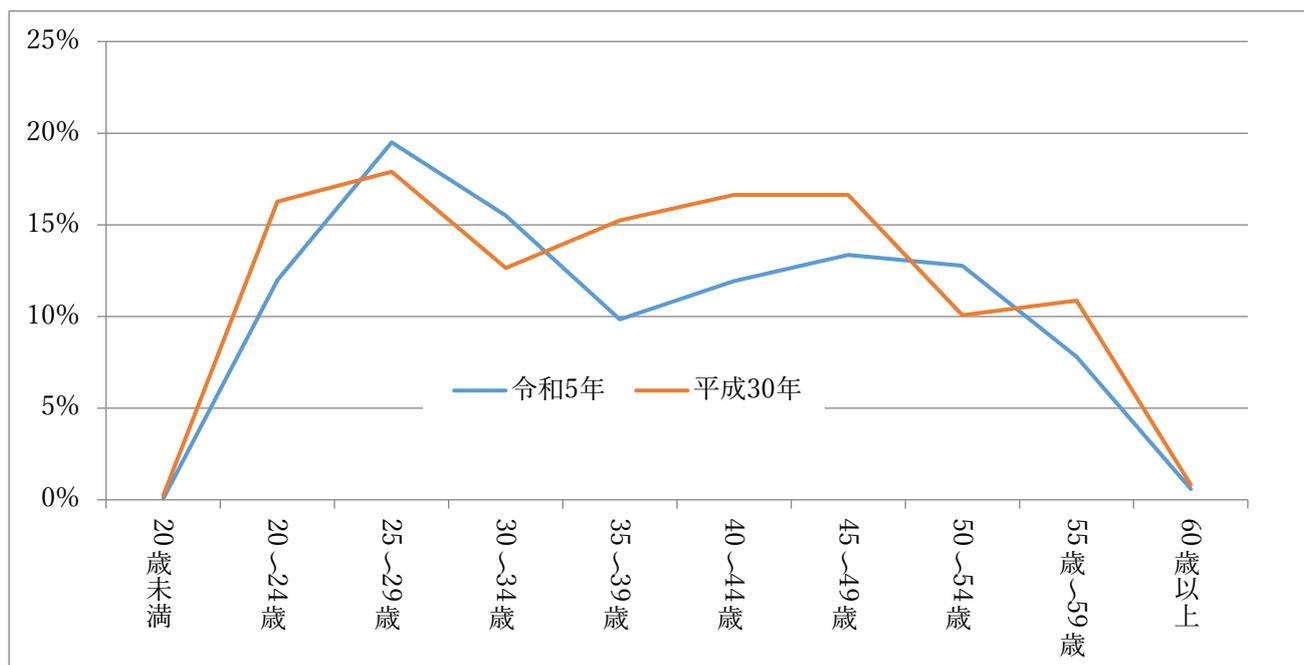
(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和4年	令和5年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	8	8	0	
		総務・企画	182	181	-1	業務の見直し等
		税務	52	51	-1	業務の見直し等
		民生	120	124	+4	子育て支援の強化等
		衛生	71	69	-2	コロナの5類移行等
		労働	2	2	0	
		農林水産	29	32	3	中山間地域活性化部門の強化等
		商工	26	29	3	観光部門の強化等
		土木	97	99	2	欠員補充等
		587	587	595	8	<参考>人口1万当たり職員数：41.8人
		教育部門	109	107	-2	再任用短時間勤務職員の配置等
		消防部門	0	0	0	
	小計	696	702	6	<参考>人口1万当たり職員数：49.3人	
公営企業等会計部門	病院	942	956	+14	医療職の増員ほか	
	水道	19	19	0		
	下水道	16	17	1	下水道事業の強化等	
	交通			-		
	その他	39	39	0		
	小計	1016	1031	15		
合 計		1712 [1,800]	1733 [1,800]	+21 [40]	<参考>人口1万当たり職員数：121.7人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	201人	327人	260人	165人	200人	224人	214人	131人	10人	1,733人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別 \ 年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	556	559	560	573	587	595	39(7.0%)
教育	112	114	113	111	109	107	-5(-4.5%)
普通会計計	668	673	673	684	696	702	34(5.1%)
公営企業等会計計	918	945	969	993	1,016	1,031	113(12.3%)
総合計	1,586	1,618	1,642	1,677	1,712	1,733	156(9.3%)

（注）各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

(2) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	給与比率	
				B / A	前年度
4 年度	千円 1,866,387	千円 604,952	千円 79,974	% 4.3	% 4.4

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 40,372 千円を含まない。

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり給与費	
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 (B)	B / A	県平均
4 年度	人 23	千円 74,367	千円 18,243	千円 27,736	千円 120,346	千円 5,232	千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和 4 年 4 月 1 日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和 5 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
藤 枝 市	41.0 歳	283,506 円	436,033 円
団 体 平 均	45.7 歳	335,310 円	500,619 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当（令和 4 年度）

水 道 事 業		藤 枝 市（一般会計）	
1 人当たり平均支給額 1,206 千円		1 人当たり平均支給額 1,365 千円	
期末手当 2.40 月分 (1.35 月分)	勤勉手当 2.00 月分 (0.95 月分)	期末手当 2.40 月分 (1.35 月分)	勤勉手当 2.00 月分 (0.95 月分)
（加算措置の状況） 職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		（加算措置の状況） 職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 地域手当（令和 5 年 4 月 1 日現在）

支 給 実 績（令和 4 年度決算）		2,297 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 4 年度年度決算）		99,868 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
全職員	3 %	23 人	3 %

(3) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	給与比率	
				B/A	前年度
4年度	千円 2,189,508	千円 -9,625	千円 68,563	% 3.1	% 3.2

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 20,512千円を含まない。

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり給与費	
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	B/A	県平均
4年度	人 16	千円 57,643	千円 9,044	千円 13,617	千円 80,304	千円 5,019	千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数で会計年度任用職員を含まない。
 3 会計年度任用職員の給与費は含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和5年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
藤枝市	38.2歳	318,248円	502,851円
団体平均	44.3歳	330,766円	493,186円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当（令和4年度）

下水道事業		藤枝市（一般会計）	
1人当たり平均支給額		1人当たり平均支給額	
1,376千円		1,365千円	
期末手当 2.40月分 (1.35月分)	勤勉手当 2.00月分 (0.95月分)	期末手当 2.40月分 (1.35月分)	勤勉手当 2.00月分 (0.95月分)
(加算措置の状況) 職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	

(注) 2 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		1,799千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度年度決算）		112,413円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
全職員	3%	16人	3%

ウ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		－ 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		－ 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）		－ %	
手当の種類（手当数）		5 種類	
手当の名称	主な支給対象職員・業務	支給実績	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	感染症が発生し、又は発生するおそれのある場合等において、職員が感染症若しくはその疑いのある物件を処理する作業に従事したとき。	－ 千円	患者1人につき 1,000円
	新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために、新型コロナウイルス感染症の患者に接して行う作業等に従事したとき。	－ 千円	作業に従事した日1日につき 3,000円 ※患者等の体に接触して行う作業等 4,000円
防疫等作業手当	職員が家畜伝染病予防法第2条に定める家畜伝染病のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業に従事したとき。	－ 千円	作業に従事した日1日につき 380円 ※著しく危険である場合は、760円
	職員が家畜伝染病のまん延を防止するために行う作業（野生いのししの死体の運搬など）	－ 千円	作業に従事した日1日につき 290円
行旅死亡人取扱作業手当	職員が行旅死亡人の取扱いの作業に従事したとき	－ 千円	1件につき5,000円 ※夜間の場合は5割増

エ 時間外勤務手当

年度	支給実績	職員1人当たり平均支給年額
令和4年度	1,223千円	88千円
令和3年度	2,272千円	190千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（4年度決算）」と同じ年度の時間外勤務手当支給者（短時間勤務職員を含む）である。

オ その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	令和4年度決算	
				支給実績	職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	次表参照	同じ		1,662千円	207,750円
住居手当		同じ		2,361千円	168,579円
通勤手当		同じ		1,701千円	113,354円
管理職手当		同じ		648千円	648,000円
休日勤務手当		同じ		16千円	15,280円
夜間勤務手当		同じ		0千円	0円
管理職特別勤務手当		同じ		10千円	10,000円

手当名		対象及び内容、支給単価等			
扶養手当	対 象	扶養親族のある職員			
	支給金額	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 ※満16歳に達する年度の初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算			
住居手当	借家	対 象	借り受け、居住の要件を満たす世帯主で月額12,000円以上の家賃等を支払っている職員		
		支給金額	最大27,000円		
	持家	対 象	所有・居住の2要件を満たす世帯主である職員		
		支給金額	4,700円		
通勤手当	対 象	交 通 用 具 利 用 者		交 通 機 関 利 用 者	
	支給金額	※距離数は片道の距離			
		2km未満(通勤困難者)		2,500円	
		2km以上4km未満		5,500円	
		4km以上6km未満		7,400円	
		6km以上8km未満		9,300円	
		8km以上10km未満		11,200円	
		10km以上12km未満		13,200円	
		12km以上15km未満		15,000円	
		15km以上20km未満		17,300円	
		20km以上25km未満		19,300円	
		25km以上30km未満		21,200円	
		30km以上35km未満		23,200円	
		35km以上40km未満		25,500円	
		40km以上		27,800円	
その他	駐車料金を負担している職員は上記の金額に最大4,000円を加算				
管理職手当	対 象	行政職給料表(1)の職務の級が7級または8級に該当する職員			
	支給金額	7級(課長級) 54,000円 8級(部長級) 72,600円			
休日勤務手当	対 象	祝日法による休日及び年末年始の休日に勤務を命じられた職員			
	支給金額	1時間当たりの給与額の100分の135			
夜間勤務手当	対 象	22時から翌5時までの間に勤務することを命じられた職員			
	支給金額	1時間当たりの給与額の100分の25			
管理職特別勤務手当	対 象	臨時又は緊急の必要性により週休日又は休日等、もしくは平日の午前0時から5時までの間に1時間以上勤務した、行政職給料表(1)の職務の級が7級または8級に該当する職員			
	支給金額	7級	平日	6時間以内	5,000円
			週休日等	6時間超	10,000円
		8級	平日	6時間以内	6,000円
			週休日等	6時間以内	12,000円
				6時間超	18,000円

ウ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		－千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）		－円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和2年度）		－%	
手当の種類（手当数）		5種類	
手当の名称	主な支給対象職員・業務	支給実績	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	感染症が発生し、又は発生するおそれのある場合等において、職員が感染症若しくはその疑いのある物件を処理する作業に従事したとき。	－千円	患家1戸につき 1,000円
	新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために、新型コロナウイルス感染症の患者に接して行う作業等に従事したとき。	－千円	作業に従事した日1日につき 3,000円 ※患者等の体に接触して行う作業等 4,000円
防疫等作業手当	職員が家畜伝染病予防法第2条に定める家畜伝染病のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業に従事したとき。	－千円	作業に従事した日1日につき 380円 ※著しく危険である場合は、760円
	職員が家畜伝染病のまん延を防止するために行う作業（野生いのししの死体の運搬など）	－千円	作業に従事した日1日につき 290円
行旅死亡人取扱作業手当	職員が行旅死亡人の取扱いの作業に従事したとき	－千円	1件につき 5,000円 ※夜間の場合は5割増

エ 時間外勤務手当

年度	支給実績	職員1人当たり平均支給年額
令和4年度	9,309千円	443千円
令和3年度	9,969千円	454千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（4年度決算）」と同じ年度の時間外勤務手当支給者（短時間勤務職員を含む）である。

オ その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	令和4年度決算	
				支給実績	職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	次表参照	同じ		1,584千円	226,286円
住居手当		同じ		1,999千円	166,600円
通勤手当		同じ		2,310千円	110,010円
管理職手当		同じ		648千円	648,000円
休日勤務手当		同じ		96千円	13,645円
夜間勤務手当		同じ		0千円	0円
管理職特別勤務手当		同じ		0千円	0円

手当名		対象及び内容、支給単価等				
扶養手当		対 象	扶養親族のある職員			
		支給金額	配偶者 6,500 円	子 10,000 円	父母等 6,500 円	
		※満 16 歳に達する年度の初めから満 22 歳の年度末までの子 1 人につき 5,000 円を加算				
住居手当	借家	対 象	借り受け、居住の要件を満たす世帯主で月額 12,000 円以上の家賃等を支払っている職員			
		支給金額	最大 27,000 円			
	持家	対 象	所有・居住の 2 要件を満たす世帯主である職員			
		支給金額	4,700 円			
通勤手当		対 象	交通用具利用者		交通機関利用者	
		支給金額	※距離数は片道の距離		最大 55,000 円	
			2 km 未満 (通勤困難者)	2,500 円		
			2 km 以上 4 km 未満	5,500 円		
			4 km 以上 6 km 未満	7,400 円		
			6 km 以上 8 km 未満	9,300 円		
			8 km 以上 10 km 未満	11,200 円		
			10 km 以上 12 km 未満	13,200 円		
			12 km 以上 15 km 未満	15,000 円		
			15 km 以上 20 km 未満	17,300 円		
			20 km 以上 25 km 未満	19,300 円		
			25 km 以上 30 km 未満	21,200 円		
			30 km 以上 35 km 未満	23,200 円		
			35 km 以上 40 km 未満	25,500 円		
40 km 以上	27,800 円					
		その他	駐車料金を負担している職員は上記の金額に最大 4,000 円を加算			
管理職手当		対 象	行政職給料表 (1) の職務の級が 7 級または 8 級に該当する職員			
		支給金額	7 級 (課長級) 54,000 円	8 級 (部長級) 72,600 円		
休日勤務手当		対 象	祝日法による休日及び年末年始の休日に勤務を命じられた職員			
		支給金額	1 時間当たりの給与額の 100 分の 135			
夜間勤務手当		対 象	22 時から翌 5 時までの間に勤務することを命じられた職員			
		支給金額	1 時間当たりの給与額の 100 分の 25			
管理職特別勤務手当		対 象	臨時又は緊急の必要性により週休日又は休日等、もしくは平日の午前 0 時から 5 時までの間に 1 時間以上勤務した、行政職給料表 (1) の職務の級が 7 級または 8 級に該当する職員			
		支給金額	7 級	平日	6 時間以内	5,000 円
				週休日等	6 時間以内	10,000 円
			8 級	平日	6 時間以内	15,000 円
					6 時間超	6,000 円
				週休日等	6 時間以内	12,000 円
6 時間超	18,000 円					